

都市景観形形成のための方針（景観法第8条第3項）との整合に係る意見

① 土地利用の方向性	
② まち並み形成の方向性	

都市景観形形成のための基準（景観法第8条第2項第2号）との整合に係る意見

① 重点テーマ		
② 景観形成基準	つかむ	
	なじむ (なじませる)	・建設予定地は禁煙エリアなので、ポイ捨てやマナー違反のないようにテナントの方、客に周知徹底を求める。 近隣は住宅地なので、住みやすい環境を保つ必要がある。 ・テナントへの営業時間を夜 20 時までとすることを徹底すること。 近隣四方全て住宅の為、住みやすい環境を保つ必要がある。 屋上の使い方も上記の理由から営業目的で使わせないこと。 住民への配慮はもちろん、火災などのリスクを避ける必要がある。又、XXXXXXXXXX 建物から建物への移動ができないように防犯上の観点からも使わせるべきではない。 ・近隣四方が住宅の為、ダクトなどの設備は最上階へ設置することを望む。 窓が開けられない環境を作らないことを配慮するべき。 ・隅切部分から母屋へのアプローチの計画は鎌倉の景観への配慮はあるのか？住民への説明会の時には未定であったが、その後の報告はない。
	工夫する	

景観配慮に関する意見書に対する回答書

令和6年6月18日

各位

事業主 株式会社フィル・カンパニー
設計 株式会社フィル・コンストラクション

次のとおり、意見書に対する回答を提出します。

行為の場所 (地名地番)	鎌倉市小町二丁目50番7の一部ほか1筆
意見書番号	鎌都景第355号3

回答内容につきましては、鎌倉市都市景観条例第10条の2第4項の規定に基づき、景観計画に定める都市景観形成のための方針及び基準との整合に係る意見についての回答とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、景観形成のための方針及び基準に記載のない内容についての意見に対しては、別途ご回答いたします。

【ご意見】

近隣四方が住宅の為、ダクトなどの設備は最上階へ設置することを臨む。

【回答】

基本的には、テナントのダクトなどの設備は屋上に設置する予定です。外壁に設置する設備機器は必要最小限とし、外壁と同色に塗装することで目立たない様に配慮致します。

【ご意見】

隅切り部分から母屋へのアプローチの計画は鎌倉の景観への配慮はあるのか。

【回答】

隅切り部分（交差点）から母屋へのメインのアプローチは、床を石調のタイルにし、樹木を両脇に配置することで、神社及び若宮大路の参道をイメージした計画としております。